

岩手県告示第210号

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第4条の規定による許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額
- 4 利用料金の適用年月日

令和6年4月1日

表1 施設の利用料金

| 区 分 | | | 普通利用料金 | | | | | | 特別利用料金 |
|--------------|------------------|----------------|-------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------|------------|----------|---|
| | | | 全館貸切使用 | | | 区分使用 | 個人使用 | | |
| | | | 8時から 12時まで 1時間ま でごとに | 12時から 17時まで 1時間ま でごとに | 17時から 21時まで 1時間ま でごとに | 1区分1 時間ま でごと に | 1人4時間までごとに | | |
| | | | | 普通使用 (1回に つき) | 回数使用 (11回に つき) | | | | |
| 入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 学生及び生徒 | 円 910 | 円 1,140 | 円 1,900 | 円 660 | 円 90 | 円 900 | 休日割増料 日曜日、土曜日、 国民の祝日に関する 法律（昭和23年法律 第178号）に規定す る休日、12月29日か ら31日までの日並び に1月2日及び3日 （以下「休日」とい う。）に、その他の 催しに使用する場 合においては、普通利 用料金の額の2割に 相当する額（100円 未満の端数は、切り 上げる。）を別に徴 収する。 |
| | | 一般 | 1,820 | 2,280 | 3,810 | 1,130 | 110 | 1,100 | |
| 入場料等を徴収しない場合 | その他の催しに使用する場合 | | 9,130 | 11,430 | 19,070 | 3,320 | | | |
| 入場料等を徴収する場合 | アマチュアスポーツに使用する場合 | 学生及び生徒 | 1,820 | 2,280 | 3,810 | 940 | | | |
| | | 一般 | 3,650 | 4,570 | 7,620 | 1,580 | | | |
| | その他の催しに使用する場合 | 興行として行うものでない場合 | 13,690 | 17,150 | 28,600 | 5,220 | | | |
| | | 興行として行うものである場合 | 27,380 | 34,310 | 57,210 | 9,970 | | | |

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限りに、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、この表に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

| | |
|-----------|---------|
| 3月以上6月未満 | 95パーセント |
| 6月以上12月未満 | 85パーセント |
| 12月 | 75パーセント |

4 大会等の開催がない日において、8時から12時までの間に学校の部活動やスポーツ少年団の活動等で使用する場合の利用料金の額は、1区分1時間までごとに、330円とする。

表2 附属の施設又は設備の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 | |
|------------|---|------------------|---------------|
| | | アマチュアスポーツに使用する場合 | その他の催しに使用する場合 |
| 会議室 | 1時間までごとに | 円 300 | 円 710 |
| ステージ | 1時間までごとに | 300 | 940 |
| 選手控室 | 1室1時間までごとに | 250 | 490 |
| 放送設備 | 1式1時間までごとに | 300 | 710 |
| 電光掲示板 | 1式1時間までごとに | 360 | 710 |
| 総合演技台 | 1台1時間までごとに | 1,460 | 2,870 |
| ピアノ | 1台1時間までごとに | 570 | 1,150 |
| 椅子（3人用） | 1脚5時間までごとに | 30 | 80 |
| 椅子（1人用） | 1脚5時間までごとに | 20 | 40 |
| 机 | 1台5時間までごとに | 30 | 80 |
| 体操用具 | 1式1時間までごとに | 1,170 | 2,350 |
| 新体操用マット | 1式1時間までごとに | 200 | 410 |
| バスケットボール用具 | 1式1時間までごとに | 170 | 360 |
| バレーボール用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 80 |
| テニス用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 100 |
| ハンドボール用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 100 |
| バドミントン用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 80 |
| 卓球用具 | 1式1時間までごとに | 80 | 160 |
| フットサル用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 100 |
| トランポリン | 1式1時間までごとに | 170 | 360 |
| レスリングマット | 1式1時間までごとに | 200 | 410 |
| ショートマット | 1枚1時間までごとに | 30 | 80 |
| ロングマット | 1枚1時間までごとに | 40 | 100 |
| シャワー | 1回につき | | 100円 |
| 電気料及び暖房料 | 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額 | | |

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の施設又は設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、この表に掲げる額の表1の備考3の表の右欄に定

める割合に相当する額とする。

表3 条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

| |
|----------------|
| 1人1時間までごとに210円 |
|----------------|